

御坊広域行政事務組合における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期）

令和8年4月1日

御坊広域行政事務組合管理者

御坊広域行政事務組合における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画の期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日までとする。

2. 女性の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性の活躍を推進するため、総務課において本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性の活躍の推進に向けた数値目標及び取組

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析の結果、女性の活躍を推進するため、次のとおり、令和8年4月からの目標を設定し、取組を実施する。

(1) 女性職員の登用推進

ア 職員の意欲と能力の把握に努め、女性職員の登用を推進するとともに、男女間で偏りがないうよう配慮します。

イ さまざまなハラスメントの防止を目的とした研修の実施を検討し、全ての職員が安心して働くことができる職場環境の整備に努めます。

ウ ハラスメント相談窓口の周知等を行い、職員が相談しやすい職場環境の整備に努めます。

(2) 男性職員の家庭生活参画推進

ア 男性の家庭生活への参画状況が女性の働き方等へ大きく影響することから、参画を推進するため、新規対象者の配偶者出産休暇取得率及び育児参加休暇取得率100%を目標とします。

イ 育児休業等の制度改正等に係る速やかな周知や対象者への個別説明等を通じ、休暇等を取得しやすい職場環境の整備に努めます。